

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

袖ヶ浦市介護保険課長

厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（生活援助中心）を位置付けた居宅サービス計画等の届出について（通知）

日頃より、本市介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、袖ヶ浦市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例第 16 条第 20 号の規定により、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合にあっては、その妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護（生活援助型）が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画等の袖ヶ浦市への届出が義務付けとなります。（平成 30 年 10 月から）つきましては、居宅サービス計画等の届出について、下記のとおり取扱うこととします。

なお、提出された居宅サービス計画等については、地域ケア会議での検討案件として取扱う場合があります。その場合には、作成担当の介護支援専門員に地域ケア会議にご参加いただき、ご説明をいただく場合がありますのでご承知おきください。（地域ケア会議への参加依頼については、別途通知します。）

## 記

### 1 提出書類

- (1) 別紙届出書
  - (2) アセスメント表
  - (3) 居宅サービス計画書（第 1 表～第 7 表）
- ※第 5 表支援経過については直近 6 カ月分を提出してください。

### 2 提出期限 居宅サービス計画書を作成又は変更した月の翌月の末日

### 3 提出先及び問合せ先、提出方法

袖ヶ浦市介護保険課 認定・給付班 TEL：0438-62-3206  
郵送又は持参によりご提出ください ※FAX は不可

### 4 対象となる訪問介護の区分 生活援助中心型（身体介護が混在するサービスは除きます。）

### 5 届出の対象となる居宅サービス計画

平成 30 年 10 月以降に作成または変更した居宅サービス計画のうち、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）に規定する要介護度別の利用回数以上の訪問介護（生活援助中心型を位置付ける居宅サービス計画）

#### ○厚生労働大臣が定める回数

| 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 27 回  | 34 回  | 43 回  | 38 回  | 31 回  |